

「福が生まれるまち」で働いてみませんか?

市職員を募集します!

職種と募集人員 一般事務若

干名 採用予定日 平成21年4月1日

受験資格 (外国籍の方も受

験できます。)

上級(大学卒程度) 昭和58年

4月2日から昭和62年4月

1日までに生まれた方

中級(短大卒程度) 昭和60年

4月2日から平成元年4月

1日までに生まれた方

初級(高校卒程度) 昭和62年

4月2日から平成3年4月

1日までに生まれた方

※地方公務員法第16条の欠

格条項に該当する方は、受

験できません。

申込書と要項の配布

期間 8月20日(水)～22日(金)午前9時～午後4時30分

場所 商工会館2階202会議室

試験方法筆記試験(一般教)

申込書類 職員採用資格試験

申込書(市指定様式)・履歴書(市指定様式)・卒業証明

書または卒業見込証明書・成績証明書※申込書類は、本人が直接持参してください。郵送、電話では受け付けません。なお、申込書類は返却しません。

試験日時・場所 9月21日(日)

申込み①8月4日(月)～8日

真貼付)及び資格を有する

ことを証明できるものの写

8時30分～午後5時15分

8時～午後5時15分

文(課題方式)
問合せ職員課人事係 551
1589

●地域包括支援センター嘱

1589

問合せ職員課人事係 551

福生市基本構想市民会議検

討発表会にお越しください

雇用期間 平成20年9月1日

第4期福生市総合計画の策定のため、基本構想について市民会議を設け、昨年の10月から20回にわたり検討を行いました。

度以降、期間の更新の制度

あり)

勤務時間 月128時間以内

勤務内容 介護予防ケアプランの作成等

受験資格 保健師、看護師、介護支援専門員、理学・作業療法士のいずれかの資格を有する方

試験の方法 面接(日時未定)

申込み①8月4日(月)～8日

真貼付)及び資格を有する

ことを証明できるものの写

8月の納税

担当 551-1528

8月は市・都民税(第2

期)、国民健康保険税(第2

期)、介護保険料(第2

期)、後期高齢者医療保険料(第2

期)の納期です。

9月1日(月)までに納めてください。

口座振替は9月1日(月)に

振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金

(年14・6%)が課されます。

足に注意してください。

※納期ごとに納めに行く手

間が省けます! 市税等の

納付は便利な口座振替で

納期ごとに納めに行く手

間が省けます! 市税等の

納付は便利な口座振替で

納付は便利な口座振替で

納付は便利な口座振替で

納付は便利な口座振替で

納付は便利な口座振替で

納付は便利な口座振替で

しを持参のうえ、直接、職員課人事係へ。(2)電子申請による申込みは市ホームページをご覧ください。

課人事係へ。(2)電子申請による申込みは市ホームページ

ジをご覧ください。

問合せ職員課人事係 551

福生市基本構想市民会議検

討発表会にお越しください

雇用期間 平成20年9月1日

第4期福生市総合計画の策定のため、基本構想について市民会議を設け、昨年の10月から20回にわたり検討を行いました。

度以降、期間の更新の制度

あり)

勤務時間 月128時間以内

勤務内容 介護予防ケアプランの作成等

受験資格 保健師、看護師、介護支援専門員、理学・作業療法士のいずれかの資格を有する方

試験の方法 面接(日時未定)

申込み①8月4日(月)～8日

真貼付)及び資格を有する

ことを証明できるものの写

8月の納税

担当 551-1528

8月は市・都民税(第2

期)、国民健康保険税(第2

期)、介護保険料(第2

期)、後期高齢者医療保険料(第2

期)の納期です。

9月1日(月)までに納めてください。

口座振替は9月1日(月)に

振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金

(年14・6%)が課されます。

足に注意してください。

※納期ごとに納めに行く手

間が省けます! 市税等の

納付は便利な口座振替で

ら580,000円(年金のみの収入2,110,000円)までの方

は、所得割額を25%軽減から50%軽減に変更します。

東京都広域連合では、独自の保険料軽減措置として、すでに旧ただし書き所得20万円までの方に対し、国が決定した軽減策よりも大きな軽減措置を行なっていますが、旧ただし書き所得40万円から58万円までの方については、この度の国の新たな軽減策を受け、所得割額を50%軽減とします。

※旧ただし書き所得前年度の総所得金額等の合計から基礎控除額33万円を引いた金額

対象となる方

7月からお届けしている「保険料額決定通知書」の

中で「賦課のもととなる所得金額」が「400,001円から580,000円」の間となっている方は、新しい保険料は所得割額を50%軽減します。

新たな軽減策を反映した結果、保険料額が変更となる方には、8月中に変更通知書をお送りします。変更となる方は、年金からの引き落としから納付書による納付に変わります。

【東京都広域連合の独自軽減措置】

賦課のもととなる所得金額

所得金額の軽減割合

15万円まで

全額

20万円まで

75%

40万円まで

50%

55万円まで

25%

下

【今回の国の対策を踏まえた軽減措置】

賦課のもととなる所得金額

所得金額の軽減割合

15万円まで

全額

20万円まで